

## 介護職員処遇改善加算

### ①提供サービスの内容において加算の取得状況

- 算定する加算の区分

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

- 賃金改善を行う方法

正規雇用の介護職員に対して、勤続年数と義務実態に応じ月額18,000円支給する。また、非正規雇用の職員に対して、勤続年数と義務実態に応じて月額平均6,000円支給する。

介護職員処遇改善加算が当初の見込み額より増額された場合、賞与（一時金）として支給する。

### ②従業者に関する情報において、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み

- 資質の向上

働きながら資格取得を目指す者に対する支援や、事業所が必要と認める資格取得・研修会参加に関する全ての費用を負担します。

- 労働環境・処遇の改善

介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のためのリフト等を導入しています。

- その他

中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、高年齢者）の人事制度を確立しており、合わせて勤務シフトの配慮、短時間非正規職員の採用を行っています。